

各 都 道 府 県 知 事 殿

消 防 庁 長 官

非常勤消防団員等に係る損害補償のうち休業補償を行わない場合
を定める省令の一部を改正する省令の施行について（通知）

非常勤消防団員等に係る損害補償のうち休業補償を行わない場合を定める省令の一部を改正する省令（平成 1 4 年総務省令第 1 6 号）が、平成 1 4 年 2 月 2 0 日に公布され、同日付けで施行されることとなったので、各都道府県におかれては、下記事項に留意の上、貴都道府県内の市町村及び関係一部事務組合並びに水害予防組合に対し、規則の改正又は組合会の議決を速やかに行う等今回の省令改正の趣旨に沿って適切に運用されるよう周知願います。

記

第 1 改正の趣旨

少年法等の一部を改正する法律（平成 1 2 年法律第 1 4 2 号）により、刑事処分可能年齢が 1 6 歳から 1 4 歳に引き下げられたこと、懲役又は禁錮の言渡しを受けた少年に対しては 1 6 歳に達するまで少年院でその刑を執行することができることとされたことに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償のうち休業補償を行わない場合を定める省令（昭和 6 2 年自治省令第 1 9 号）について所要の改正を行うこと。

第 2 改正の内容

休業補償を行わない場合に、少年法第 5 6 条第 3 項の規定により少年院において刑を執行される場合を含めること。（本則第 1 号）

第 3 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。（附則関係）

消 防 消 第 3 0 号
平成 1 4 年 2 月 2 1 日

消防団員等公務災害補償等
共 済 基 金 理 事 長 殿

消 防 庁 長 官

非常勤消防団員等に係る損害補償のうち休業補償を行わない場合
を定める省令の一部を改正する省令の施行について（通知）

非常勤消防団員等に係る損害補償のうち休業補償を行わない場合を定める省令の一部を改正する省令（平成 1 4 年総務省令第 1 6 号）が、平成 1 4 年 2 月 2 0 日に公布され、同日付けで施行されることとなったので、下記事項に留意の上、その取扱いに遺漏のないよう配慮願います。

記

第 1 改正の趣旨

少年法等の一部を改正する法律（平成 1 2 年法律第 1 4 2 号）により、刑事処分可能年齢が 1 6 歳から 1 4 歳に引き下げられたこと、懲役又は禁錮の言渡しを受けた少年に対しては 1 6 歳に達するまで少年院でその刑を執行することができることとされたことに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償のうち休業補償を行わない場合を定める省令（昭和 6 2 年自治省令第 1 9 号）について所要の改正を行うこと。

第 2 改正の内容

休業補償を行わない場合に、少年法第 5 6 条第 3 項の規定により少年院において刑を執行される場合を含めること。（本則第 1 号）

第 3 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。（附則関係）

別紙

市（町村）消防団員等に係る公務災害補償のうち休業補償を行わない場合を定める規則（準則）の一部を改正する規則（例）

市（町村）消防団員等に係る公務災害補償のうち休業補償を行わない場合を定める規則（準則）（昭和六十二年五月二十一日消防消第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

市（町村）消防団員等に係る公務災害補償のうち休業補償を行わない場合を定める規則（例）

本則第一号中「監獄」の下に「（少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）」を加え、本則第二号中「（昭和二十三年法律第六十八号）」を削る。

附則

この規則（例）は、公布の日から施行し、改正後の市（町村）消防団員等に係る公務災害補償のうち休業

補償を行わない場合を定める規則（例）の規定は、平成十四年二月二十日から適用する。